「農地制度のあり方について」（平成２６年８月５日地方六団体）の趣旨を踏まえた事務の実施について（申し合わせ）

農地転用許可権限の町村への移譲については、優良農地を確保するとともに、地域の実情に応じた総合的なまちづくりを推進するために必要な地方分権改革として、本会としても実現を要望してきたものである。

今回の事務・権限の移譲は、地方六団体として取りまとめた「農地制度のあり方について」（平成２６年８月５日）（以下、「地方六団体提言」という。）を国が真摯に受け止め、必要な措置を講じることとしたものである。

今後、農地の総量確保を含め、「地方六団体提言」の趣旨を踏まえた取り組みを着実に実施していくため、共通認識として、以下の点について申し合わせる。

１　農地の総量確保について

(1) 目標面積の設定等については、地域における農地や農業の実情等を十分に勘案し、農地の確保に資する施策の効果等を適切に反映した上で、国、都道府県と協議する。

その際、町村は、農業の持続的発展や農村の振興、食料の安定供給等の観点から農地の確保に資する施策の効果等について十分に議論を尽くし、国、都道府県との間で納得できる点を見出す。

(2) 国、都道府県と十分に議論を尽くして設定された目標面積については、町村も国、都道府県とともに達成に責任を負い、担い手の確保や農地の集積・集約化、耕作放棄地対策等の施策により、農振農用地の編入促進・除外抑制、耕作放棄地の発生抑制・再生に取り組む。

２　農地転用許可権限等について

(1) 今回の権限移譲は、現行法令の規制緩和を行うものではないことから、農用地区域からの除外、農地転用許可に当たっては、法令の基準に従うとともに、必要に応じ国と地方との意見交換等により、適切な運用を図る。

(2) 移譲された権限の執行に当たっては、転用事務手続の迅速化を図り、地域の実情に応じたまちづくりを進めるとともに、真に守るべき農地を確保する。

(3) 「平成２６年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成２７年１月３０日閣議決定）において大臣が指定する市町村の要件は「農地転用許可制度等の基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなど」とされているが、町村は、このことに十分留意し、都道府県とも協議しつつ、「指定市町村」としての指定を目指す。

平成27年4月17日

全国町村会